



けん 地域経済牽引事業に係る県税の課税免除制度の創設

〔 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除
(改正前 承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除) 〕

地域の成長発展の基盤強化を図るため、知事等の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる事業について、県税の課税免除措置が講じられました。

税 目	不動産取得税 固定資産税（3年間）
対象施設	知事等の承認を受けた地域経済牽引事業に関する計画（※①）に従って行われる地域経済牽引事業（※②）（主務大臣の確認を受けたものに限る。）のために設置される施設
業 種	指定なし
取得価額	1億円超 （農林漁業及びその関連業種 5千万円超）

※① 青森県及び県内市町村が共同して作成した地域経済牽引事業の促進に関する基本計画に適合していると認められる場合、知事等の承認を受けることができます。詳しくは、青森県商工政策課企画調整グループ（017-734-9366）にお問い合わせください。

※② 地域経済牽引事業
自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業。

≪例：「医療機器、航空機部品及び新素材等の成長ものづくり分野」、「農林水産品の海外市場獲得を目指す地域商社等の事業分野」、「第4次産業革命関連分野（AI・IoT・ビッグデータ等の利活用）」、「観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野」、「環境・エネルギー分野」、「ヘルスケア・教育サービス分野」≫

（注） 改正前の承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除について、平成30年3月31日まで、なお従前の例によるものとする経過措置が設けられています。

○ 県税の特別措置の概要

区分	要件			特別措置の内容			
	業種 (産業分類)	取得価額	増加 雇用者	税目	適用 期間		
課 税 免 除	過疎地域における課税免除	製造業 農林水産物等販売業 旅館業(下宿営業除く)	2,700万円超		不動産取得税	— (取得の時)	
		個人の畜産業又は水産業 (自家労力1/3超1/2以下)	なし		事業税 固定資産税	3年間	
			なし		事業税	5年間	
	承認地域経済 牽引事業のため に設置される施設 NEW	なし (地域経済牽引事業)	1億円超 (農林漁業及びその 関連業種5千万 円超)		不動産取得税	— (取得の時)	
					固定資産税	3年間	
	復興産業集積 区域における 課税免除	なし (産業集積事業又は建築 物整備事業)	なし		不動産取得税	— (取得の時)	
事業税 固定資産税					5年間		
不 均 一 課 税	認定産業振興 促進計画区域 における不均 一課税	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業(下宿営業除く)	500万円以上 (製造業・旅館業については、 資本金の額等が1,000万円超 5,000万円以下の法人の場合は 1,000万円以上、5,000万円超の 法人の場合は2,000万円以上)		不動産取得税	— (取得の時)	
					事業税 固定資産税	3年間	
	原子力発電施設等立地地域 における不均 一課税	製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	2,700万円超		製造業 以外 15人超	不動産取得税	— (取得の時)
						事業税 固定資産税 (倉庫業除く)	3年間
	認定地方活力 向上地域特定 業務施設整備 計画に従って 整備される特 定業務施設に 係る不均一課 税	以下の事業に係る全ての 業種(風俗営業等以外) 【移転型事業】 東京23区から県内に本 社機能を移転 【拡充型事業】 県内にある本社機能を 拡充または東京23区以外 の地域から県内に本社機 能を移転	3,800万円以上 (中小事業者・企 業者は1,900万円 以上)			不動産取得税	— (取得の時)
						事業税(移転型 事業のみ) 固定資産税	3年間

詳しくは、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内6610・6614 (直)017-734-9972・9973	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内278・327 (直)0172-32-4341	〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内208・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内208・212 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内207 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

H29. 12. 15